

川崎市告示第189号

川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）第7条第4項の規定により、同条第1項に規定する作業報酬下限額を次のとおり定めたので、告示します。

令和8年4月1日

川崎市長 福田紀彦

川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

別表のとおり

附 則

この告示は、告示日から施行する。

別紙: 特定工事請負契約の作業報酬下限額

施行日以降に公告する特定工事請負契約から適用する。

ただし、施行日より前に公告し、かつ、施行日以降に契約を締結する案件のうち、令和7年3月の公共工事設計労務単価で積算し、契約締結後に令和8年3月の公共工事設計労務単価に基づき変更契約を締結する案件については、当該作業報酬下限額を適用する。

(単位:円)

職種	作業報酬下限額
特殊作業員	3,593
普通作業員	3,116
軽作業員	2,116
造園工	3,128
法面工	3,686
とび工	3,849
石工	3,826
ブロック工	3,720
電工	3,663
鉄筋工	3,674
鉄骨工	3,454
塗装工	4,221
溶接工(機械工)	4,523
運転手(特殊)	3,744
運転手(一般)	3,162
潜かん工	4,314
潜かん世話役	5,151
さく岩工	4,849
トンネル特殊工	4,860
トンネル作業員	3,720
トンネル世話役	4,965
橋りょう特殊工	4,221
橋りょう塗装工	4,232
橋りょう世話役	4,767
土木一般世話役	4,046

(単位:円)

職種	作業報酬下限額
高級船員	4,593
普通船員	3,790
潜水士	5,999
潜水連絡員	4,302
潜水送気員	4,012
山林砂防工	3,756
軌道工	6,603
型わく工	3,802
大工	3,534
左官	3,813
配管工	3,302
はつり工	3,616
防水工	4,046
板金工	4,058
タイル工	3,209
サッシ工	3,802
内装工	4,046
ガラス工	3,872
ダクト工	3,372
保温工	3,314
設備機械工	3,244
交通誘導警備員A	2,349
交通誘導警備員B	2,175
電気通信技術者	4,709
電気通信技術員	3,162
機械設備製作工	3,802
機械設備据付工	3,674